

# 座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例

令和5年12月14日

条例第13号

## (目的及び設置)

第1条 この条例は、座間味村の恵まれた自然環境と独特の伝統文化等の資源を有効に活用できるように村の特性を活かした体験滞在型交流観光を促進させるとともに、地域の活性化を図るため、座間味村森林体験交流促進施設（以下「施設」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

## (名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 座間味村森林体験交流促進施設

位置 座間味村字古座間味地内

## (施設)

第3条 施設を構成する設備の名称及び内容は別表第1のとおりとする。

## (施設の管理)

第4条 施設は、座間味村長（以下「村長」という。）が管理する。

## (指定管理者による施設の管理)

第5条 村長は、施設の目的を効果的に達成するため、施設の管理を法人その他の団体であって村長が指定するもの（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

## (利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

## (目的外利用等の禁止)

第7条 第6条の許可を受けた者（以下利用者）は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

## (利用の制限)

第8条 村長は、管理上必要があると認めるときは、第6条の許可について利用の制限その他必要な条件を付ける事ができる。

(利用の停止又は取消)

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、村長は利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) その他村長が必要があると認めるとき。

(利用期間・利用要件)

第10条 利用者の利用期間は、1年間(4月～3月)とし、最長3年まで更新することができる。ただし、村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 利用者は、次の各号の条件を具備するものでなければならない。

- (1) 利用者は、本村に住民登録をして1年以上となる者。
- (2) 村税や村が徴収する各種料金等において滞納がない者。
- (3) 利用者は、個人及び村内に拠点を置く法人又は個人事業主とする。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる責務に従わなければならない。

- (1) 施設及び施設周辺の清掃・維持管理。
- (2) その他、村長が必要があると認めるもの。

(利用料金)

第12条 利用者は、別表第2に掲げる額の利用料金を毎月15日までに納付しなければならない。ただし、その月の利用期間は1箇月に満たないときは、その月の利用料金の日割計算による。

第2項 利用者は、第19条に規定する手続を経ないで立ち退いたときは村長が明渡しの日を認定し、その日までの利用料金を徴収する。

(利用料金の減免)

第13条 村長が公益上その他必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条の規定により指定の許可

を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 施設を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(賠償及び事故の免責)

第17条 村長は、施設の利用により生じた一切の事故及び損害については賠償の責任を負わない。

(指定管理者の指定の期間)

第18条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(施設利用期間の満了)

第19条 利用者が利用期間を満了しようとするときは、日前10日までに村長に届け出なければならない。

第2項 前項の規定により届出がされた場合には、利用者は再利用に支障がないよう清掃、原状に回復し、退去予定日の前日までに係の検査を受けなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和3年4月1日から施行する。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。(令和5年条例第13号)

(経過措置)

2 この条例の施行の際にこの条例による改正前の座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定によってなされた申請その他の行為は、この条例による改正後の座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によってなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく利用の承認を受けている者の利用料金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

通番	設備の名称	内容
1	管理棟	お土産品店、飲食等
2	シャワー室	
3	トイレ	
4	その他	駐車場、周辺の木々等

別表第2（第12条関係）

名称	区分	単位	利用料金
管理棟	2区画	1月 1区画	30,560円
シャワー室		1回	300円